

国民及び職員からの意見聴取について

〔平成21年12月1日〕
閣議決定

行政刷新の目的である「国民と行政の新たな関係作り」を実現し、真に透明、公正かつ効率的な行政の第一歩とするため、11月30日付行政刷新会議決定(別紙)により、行政サービスに接している国民の目線での指摘を幅広く受け付ける目的で「国民の声」を、行政サービスを提供している職員の提案を受け付ける目的で「職員の声」をそれぞれ開設することとしたので、その円滑な実施のため、以下のとおり定める。

- 1 「国民の声」及び「職員の声」に提出された不正目的でない指摘等(以下、「指摘等」という。)について、内閣府特命担当大臣(行政刷新)は、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができ、特に必要があると認めるときは勧告することができる。また、関係行政機関の長は、指摘等について、内閣府特命担当大臣(行政刷新)に対し、事実の調査及び指摘等を踏まえた改善措置等必要な協力を行うものとする。
- 2 内閣府特命担当大臣(行政刷新)は、広く国民及び職員から、真に国民のために取り組むべき課題や政策の提案を聴取できるよう、意見聴取の趣旨の周知徹底等必要な環境整備に努めることとする。
- 3 国家公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項ないし第3項に規定する国家公務員をいう。)のうち、「職員の声」の意見聴取の対象となる職員については、忌憚のない指摘等を促すため、大臣等これらの職員の任命権者は、指摘等を行ったことを理由に、当該職員に対し、降格処分、懲戒処分その他の不利益な取扱い(任用上の不利益な取扱いも含む。)を行わないものとする。
- 4 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員及び地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条各項に規定する地方公務員をいう。)のうち、「職員の声」の意見聴取の対象となる職員については、忌憚のない指摘等を促すため、これらの職員の任命権者である独立行政法人の長及び地方公共団体の長に対し、指摘等を行ったことを理由に、当該職員に対し、降格処分、懲戒処分その他の不利益な取扱い(任用上の不利益な取扱いも含む。)を行わないよう要請する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指摘等の処理手順その他国民及び職員からの意見聴取に関して必要な事項は、内閣府特命担当大臣(行政刷新)が定める。

(別紙)

国民・職員からの意見聴取について
～「国民の声」・「職員の声」の開設について～
(ハトミミ. c o m (または. j p))

1. 基本的な考え方

- 行政刷新の目的である「国民と行政の新たな関係作り」を実現し、真に透明、公正かつ効率的な行政の第一歩とする。
- そのため、行政サービスに接している国民の目線での指摘を幅広く受け付けるとともに、行政サービスを提供している職員の提案を受け付ける。

2. 具体的な方法

(1)「国民の声」

①聴取する事項

- 真に国民のために取り組むべき課題や政策の提案
- 身近な国のムダ（国の予算（事務・事業）及び組織の無駄根絶・効率化につながる提案・指摘）
- おかしなルール（国の規制・制度の改善につながる提案）
- 民間開放すべき事業（公共サービス改革（市場化テスト）につながる提案）

②具体的な手続等

- 受付方法：インターネット（HP）又は郵送
- 開始時期：平成22年1月
※これまで、規制改革要望集中受付等で受け付けてきた規制改革等の要望をたな卸しし、必要な措置を行った上で受付を再開する。

(2)「職員の声」

①聴取する事項

- 真に国民のために取り組むべき課題や政策の提案
- 国の行政（事務・事業、組織、業務方法、慣行等）に関して無駄、非効率、不公正、不合理、不透明、違法と思われることの指摘
※不正経理等、不適切な事務処理に関する事案も含む
- これまでに行った業務のうち、やりがいを感じたこと
- 行政内部の密約や府省間の覚書等不透明な取り決めに関することの指摘
※募集対象者は、国の行政事務に携わる者（国会職員及び裁判所職員を除く国家公務員、独立行政法人の役職員、法定受託事務等国の行政事務に携わる地方公務員）を基本とし、具体的な対象者の範囲については、内閣府特命担当大臣（行政刷新）が職員の職務の性質等を考慮し、必要に応じて各府省と協議のうえ定める。

②具体的な手続等

- 受付方法：インターネット（HP）又は郵送
- 開始時期：平成21年12月2日（水）
※平成22年1月末までを集中受付期間とし、その期間内に提出された指摘等について、一旦整理し、とりまとめる。

3. 意見の活用方法

- 受け付けた意見は必要に応じ、各府省の政務三役に報告する。
- 受け付けた意見の重要性に応じ、政務三役等が現地視察、ヒアリング等を行う。
- 調査審議の結果を踏まえ、重要案件については、行政刷新会議、関係閣僚委員会等において対処方針を決定し、実現を図る。